

人材確保・人材育成支援助成金 実施要綱

栗東市商工会

1. 目的

物価高騰や最低賃金の引上げ等の影響で利益率の悪化に直面する市内の中小企業者が実施する、生産性向上等のための人材確保や既存人材の育成、資質向上の取組に対して支援を行うことで、事業者の売上や収益の改善につなげ地域経済活性化を促進することを目的とする。

2. 対象者 ※別紙参照

次のすべてを満たすもの

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ②申請日時点において栗東市内に本社または事業所のある事業者で、助成対象経費について、他の補助金・助成金等の支援を受けていないもの

3. 助成対象経費 ※別紙参照

新規人材の確保、または従業員の人材育成にかかる下記の経費（振込払いの方法で支出されたものに限る（現金払不可））

- ①求人情報誌や就職情報サイト、人材マッチングサイト等への求人情報の掲載費用
- ②求人サイト構築にかかる費用
- ③人材確保にかかる企業説明会や就職説明会等への出展・参加費用
- ④人材確保のために製作する求人動画や企業紹介動画の作成費用
- ⑤従業員人材の育成、資質向上のための研修等にかかる費用

4. 助成限度額・助成率

助成限度額 1事業者 75,000円（千円未満切り捨て）

助成率 補助対象経費（税抜）の2/3

5. 助成対象期間

下記の期間に発生した経費（期間内に支払いが完了しているもの）

令和8年4月1日（水）～令和9年2月12日（金）

6. 申請期間

令和8年7月1日（水）～令和9年2月19日（金） 必着

※ 但し、期間内でも予算上限に達し次第、締切り

7. 申請方法

助成対象事業の実施後、申請書類を受付窓口に提出（窓口、郵送）

8. 申請書類 ※別紙参照

- ①人材確保・人材育成支援助成金交付申請書（様式第1）
- ②反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第2）
- ③助成対象経費にかかる見積書、発注書（発注したことが分かる書類）、請求書の写し
- ④助成対象事業を実施したことが確認できるもの
- ⑤助成対象経費の支払いにかかる金融機関振込（明細）受領書の写し
※ 口座振替・引き落としの場合は金融機関預金通帳の写し等
- ⑥栗東市内で事業を行っていることが分かるもの
《法人》直近の法人税の確定申告を行っていることが確認できる書類（法人税確定申告書別表一）と e-Tax 等でデータ送信したことが分かる書類
《個人》直近の所得税の確定申告を行っていることが確認できる書類（所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書）と e-Tax 等でデータ送信したことが分かる書類
- ⑦助成金振込口座の内容（※）が印字されている部分の金融機関通帳の写し
（※）金融機関名、本支店名、種類（普通・当座）、口座番号、口座名義
振込口座は、法人は法人口座、個人は個人事業主名口座に限る

9. 申請回数

1 事業者 1 回まで

10. 交付決定

申請書類による書類審査を実施後、採択の可否を決定

採択の場合は決定通知を送付し、後日、指定の金融機関口座に助成金を振込み
要件不備等があれば事務局より連絡のうえ、書類は返却します

11. アンケートへの協力

助成金交付事業者は商工会が実施する当助成金に関するアンケートにご協力ください

12. 助成金の取り消し

次のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定は取り消され、既に交付された助成金は返還するものとする

- ・提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ・助成金交付条件に違反したとき
- ・助成事業の実施について不正行為があったとき
- ・法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

13. その他

- ・採択された申請書類等は返却しません。また、申請にかかる一切の費用は申請者自身の負担とします

- ・採択の不可は書類審査により決定します。審査の結果、採択となる場合でも助成金額を減額する場合があります

14. 申請受付窓口

栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目 1-25

TEL 552-0661

栗東市商工会長 あて

所在地又は住所
 会社名・屋号
 役職・氏名
 電話番号

人材確保・人材育成支援 交付申請書

標記助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

記

1. 事業実施期間

令和 8 年 月 日～令和 年 月 日

2. 経費の種類と対象事業の実施内容 ※経費の種類については裏面参照

経費の種類（番号で記入）	
実施内容 （具体的に記載）	

3. 助成申請額（税抜）

助成対象経費総額（千円未満切捨て）①	,000 円	①×2/3	,000 円
助成申請額（①×2/3 と 75,000 円の低い方）	,000 円		

4. 当助成対象事業を実施したことによる効果（見込み可）

（効果を具体的に記載）

【助成金振込先口座】 ※法人は法人口座、個人事業主は事業主名口座に限ります

金融機関名		支店名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

以上

(様式第1 裏面)

<経費の種類>

- ①求人情報誌や就職情報サイト、人材マッチングサイト等への求人情報の掲載費用
- ②求人サイト構築にかかる費用
- ③人材確保にかかる企業説明会や就職説明会等への出展・参加費用
- ④人材確保のために製作する求人動画や企業紹介動画の作成費用
- ⑤従業員人材の育成、資質向上のための研修等にかかる費用

反社会的勢力排除に関する誓約書

栗東市商工会長 あて

所在地又は住所

会社名・屋号

役職・氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、人材確保・人材育成支援助成金の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

人材確保・人材育成支援助成金 実施要綱 別紙

2. 対象者について

■中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業 種	資本金の額又は出資の総額・従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下または300人以下
卸 売 業	1億円以下または100人以下
小 売 業	5,000万円以下または50人以下
サービス業	5,000万円以下または100人以下

■補助対象事業者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人（弁護士・税理士等）） ・個人事業主（商工業者であること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人 ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体 等

3. 助成対象経費について

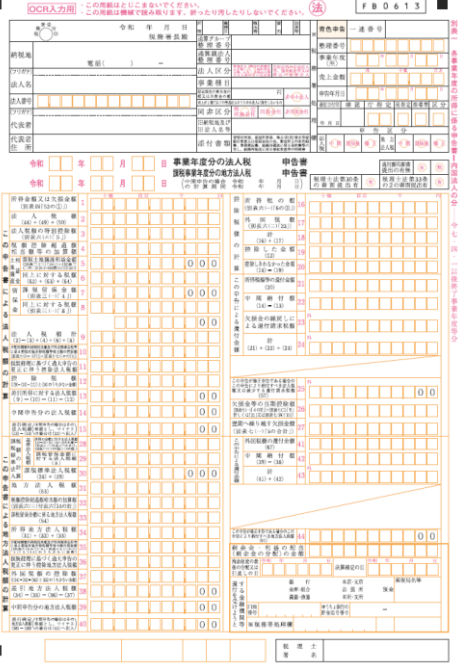
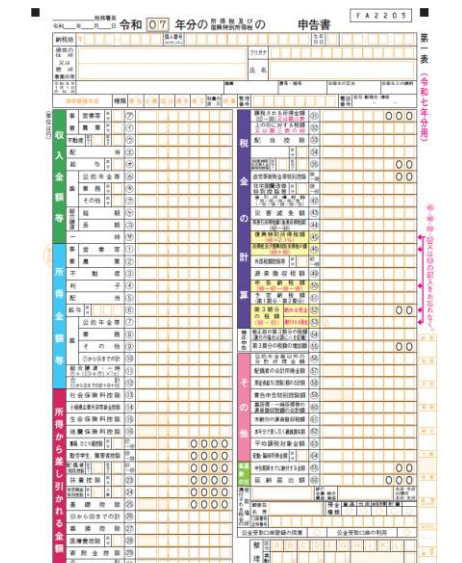
人材の確保、又は従業員人材育成等に関する下記の経費が対象。

支払いが振込払いの方法で支出されたものに限る。現金払いで支払ったものは対象外。

	対象経費	例
①	求人情報誌や就職情報サイト、人材マッチングサイト等への求人情報の掲載費用	掲載費、登録料、利用料、雇用に至った際の成功報酬
②	求人サイト構築にかかる費用	サイト制作会社への委託費
③	人材確保にかかる企業説明会や就職説明会等への出展・参加費用	参加料、出展料
④	人材確保のために製作する求人動画や企業紹介動画の作成費用	動画制作会社への委託料
⑤	従業員の資質向上、育成のための研修等費用	参加費、講師謝金・講師交通費 ※受講者（従業員）の旅費交通費等は対象外

8. 申請書類について

	申請書類	留意事項
③	助成対象経費にかかる見積書、発注書（発注したこと）	日付が助成対象期間（R8.4.1～

	<p>が分かる書類)、請求書の写し</p>	<p>R9.2.12) 内のもの 但し見積書のみ4月1日以前のも でも可(有効期間内であること)</p>
<p>④</p>	<p>助成対象事業を実施したことが確認できるもの</p>	<p>①掲載誌の現物、情報の掲載日・掲載 期間や掲載内容の分かるもの ②制作したサイトが分かるもの ③出展した説明会等のチラシやホー ムページ等(申請者が出展している ことが確認できる資料) ④作成した全ての動画 ⑤研修の内容の分かるもの</p>
<p>⑥</p>	<p>栗東市内で事業を行っていることがわかるもの 《法人》</p> <p>①と②の両方</p> <p>① 法人税確定申告書別表一の写し ② e-Tax等でデータ送信したことが分かる書類</p> <p>※開業間もない場合等でまだ確定申告を行っていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人設立届出書等の写し <p>《個人事業主》</p> <p>①～③のすべて</p> <p>① 所得税確定申告書第一表 ②〔青色申告者〕青色申告決算書(1~4ページ) 〔白色申告者〕収支内訳書(1~2ページ) ③ e-Tax等でデータ送信したことが分かる書類</p> <p>※開業間もない場合等でまだ確定申告を行っていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 開業届の写しなど営業実態が確認できる書類 	<p>①法人税確定申告書別表一</p>  <p>①所得税確定申告書第一表</p> 

②青色申告決算書

令和5年分所得税青色申告決算書(兼期)
令和5年分
貸借対照表(貸借内訳書)

②収支内訳書

令和5年分収支内訳書
令和5年分
貸借対照表(貸借内訳書)